

スポーツ仲裁規程

公益社団法人日本バイアスロン連盟

(目的)

第1条 この規程は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第5条第3項の趣旨を踏まえ、公益社団法人日本バイアスロン連盟（以下、「当連盟」という。）と競技者等との間で生じたバイアスロン競技に関する紛争について、迅速かつ適切に解決することを目的とする。

(競技者等)

第2条 この規程において「競技者等」とは、選手、監督、コーチ、チームドクター、トレーナー、その他の競技支援要員及びそれらの者により構成されるチームをいい、チームは監督その他の代表者により代表されるものとする。ただし、代議員、理事、監事、事務局職員その他バイアスロン競技の運営に携わる者を除く。

(公益財団法人日本スポーツ仲裁機構へのスポーツ仲裁の申立)

第3条 競技者等が次に掲げる当連盟の決定に不服がある場合、当該不服は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が定めるスポーツ仲裁規則に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるものとする。

- (1) 懲罰等の不利益処分
- (2) 代表選手等に係る選考等
- (3) その他、当連盟が行う処分及び決定等

(申立手続の期限)

第4条 前条に定めるスポーツ仲裁の申立手続の期限は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が定めた「スポーツ仲裁規則」第13条の規定により、申立人が申立ての対象となっている当連盟の決定を知った日から6ヶ月以内、又はそれを知らなかつた場合には、その決定をした日から1年内に公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に到達しなければならない。

附 則

令和4年10月15日制定（令和4年4月1日に遡って施行）